

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方税法の一部改正に準じて、「市税に準じる債権」における延滞金の割合の特例に関する規定を改めるため、改正するものであります。

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（各年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「、特例基準割合に」を「、その延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例附則第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて

1 改正の概要

令和2年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年1月1日から、市税における「法人の延長納期限」及び「徴収の猶予等の期間」の延滞金の計算方法が変更されることに伴い、一律「特例基準割合」としていた用語が改正され、それぞれ「延滞金特例基準割合」、「平均貸付割合」、「猶予特例基準割合」に細分化されます。

このことに伴い、「秦野市債権の管理等に関する条例」で規定する「市税に準じる債権」※1の延滞金に係る用語について、改正地方税法と同様に改正するものです。

なお、「市税に準じる債権」については、延滞金の計算方法に変更はありません。

※1 市税に準じる債権：保育所等入所児童個人負担金、下水道受益者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

(改正前)

計算期間	令和2年1月1日～同年12月31日
通常	※2 特例基準割合 (※3 平均貸付割合 0.6% + 1.0%) + 7.3% = 8.9%
(納期限後 1 か月以内)	特例基準割合 (平均貸付割合 0.6% + 1.0%) + 1.0% = 2.6%
法人の延長納期限	特例基準割合 (平均貸付割合 0.6% + 1.0%) = 1.6%
徴収の猶予等の期間	特例基準割合 (平均貸付割合 0.6% + 1.0%) = 1.6%

(改正後)

計算期間	令和3年1月1日以降
通常	延滞金 特例基準割合 (平均貸付割合 0.5% + 1.0%) + 7.3% = 8.8%
(納期限後 1 か月以内)	延滞金 特例基準割合 (平均貸付割合 0.5% + 1.0%) + 1.0% = 2.5%
法人の延長納期限	平均貸付割合 0.5% + <u>0.5%</u> = 1.0%
徴収の猶予等の期間	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 0.5% + <u>0.5%</u>) = 1.0%

秦野市債権の管理等に関する条例 で引用

※2 特例基準割合：平均貸付割合＋年1.0%

※3 平均貸付割合：前々年の9月から前年の8月までの国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合
(令和2年：0.6%、令和3年：0.5%)

2 施行日

令和3年1月1日

議案第60号 秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たないときは、その年において、年14.5パーセントの割合にあつては、<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては、その延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(その加算した割合が年7.25パーセントを超えるときは、年7.25パーセントの割合)とする。</u></p> <p>4-14 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の<u>特例基準割合(各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たないときは、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>において、年14.5パーセントの割合にあつては、<u>特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(その加算した割合が年7.25パーセントを超えるときは、年7.25パーセントの割合)とする。</u></p> <p>4-14 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例附則第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。